

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会 会議日程

日 時 令和5年6月23日（金）
午後2時20分から
場 所 南知多町保健センター
3階 大会議室

1. あいさつ

2. 出席者の紹介 【資料1】

3. 南知多町地域公共交通活性化・再生協議会について 【資料2・3・4・5】

(1) 規約の一部改正について

(2) 委嘱状の交付について

(3) 協議会役員等について

① 会長について

南知多町長 石黒和彦

② 副会長について

区長連合会会長（篠島地区区長会長）福林 徹

③ 会計について

総務部長 大岩幹治

④ 監事について

社会福祉協議会会長 大森宏隆

⑤ 座長について

学識経験者 樋口恵一

4. 議 題

(1) 令和4年度決算について 【資料6】

(2) 海っ子バスの路線再編について（協議事項） 【資料7】

(3) 日間賀島ぐるりーバスについて 【資料8】

(4) 知多乗合創立80周年記念1日フリー乗車券について 【資料9】

(5) 南知多町地域公共交通計画改定(案)について 【資料10】

(6) その他

5. 報告事項

(1) 本年度スケジュールについて 【資料11】

(2) 海っ子バス町民感謝デーについて 【資料12】

(3) 海っ子バスの未来を考える会(タウンミーティング)について 【資料13】

6. その他

(1) 令和5年度予算について 【資料14】

(2) 令和4年度事業報告について 【資料15】

(3) その他

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会委員名簿(案)

資料1

令和5年4月1日

(敬称略・順不同)

No.	区 分	役 職 名	委 員 名
1	(1) 住民又は利用者代表	社会福祉協議会会長(監事)	大森 宏隆
2		内海地区区長会長	日比 登史男
3		豊浜地区区長会長	松本 好平
4		師崎地区区長会長	齋藤 恵吾
5		篠島地区区長代表(副会長)	福林 徹
6		日間賀島地区区長代表	鈴木 象治
7		南知多町まちづくり協議会会長	二宮 達好
8		南知多町観光協会会長	鈴木 甚八
9	(2) 学識経験を有する者	学識経験者	樋口 恵一
10	(3) 町 議 会	南知多町議会議長	石垣 菊蔵
11		南知多町議会副議長(離島代表)	鈴木 浩二
12		南知多町議会総務建設常任委員会委員長兼 地域公共交通対策特別委員会委員長	山本 優作
13		南知多町議会総務建設常任委員会副委員長	石黒 充明
14	(4) 自動車輸送事業者	知多乗合(株)営業運取締役	橋本 大輔
15		レスクル(株)代表取締役	鶴田 誠
16	(5) 定期航路事業者	名鉄海上観光船(株)取締役総務部長兼運航営業部長	吉見 文宏
17	(6) 鉄道事業者	名古屋鉄道(株)地域連携部 交通サービス担当課長	花村 元気
18	(7) 愛知県バス協会 愛知県タクシー協会	公益社団法人愛知県バス協会専務理事	小林 裕之
19		愛知県タクシー協会知多支部長 (名鉄知多タクシー(株))	藤田 和弘
20	(8) 運転手代表	知多乗合労働組合書記長	桑山 忍
21		名鉄知多タクシー労働組合執行委員長	大原 友則
22	(9) 全日本海員組合	全日本海員組合名古屋支部長	山原 始
23	(10) 国土交通省	国土交通省中部運輸局海事振興部旅客課長	服部 直人
24		(11) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官	宮川 高彰
25	(12) 半田警察署	半田警察署交通課長	伊藤 真司
26	(13) 愛 知 県	愛知県都市交通局交通対策課担当課長	石屋 義道
27		愛知県総務局総務部市町村課地域振興室長	小山 厚子
28		愛知県知多建設事務所維持管理課長	水田 昌孝
29	(16) 南知多町	南知多町長(会長)	石黒 和彦
30		(17) 総務部長(会計)	大岩 幹治
31		(18) 建設経済部長	滝本 恭史
32	(19) 町長が認める者	日間賀島観光協会会長	鈴木 安博
33	オブザーバー	美浜町企画課長	戸田 典博
34		内海高等学校校長	鈴木 政之
—	事務局	成長戦略室長	山本 剛資
—		成長戦略室 主任主査	内田 健二
—		成長戦略室	三枝 拓矢

MEMO

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会規約（案）

（設 置）

第1条 南知多町地域公共交通活性化・再生協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）に基づき、町内における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、また、より良い交通政策の策定及びその推進に資するため、さらに、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

（事務局）

第2条 協議会は、事務局を南知多町総務部成長戦略室に置く。

（事 業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域交通のあり方や交通政策の策定及びその推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた輸送サービスの範囲、形態及び運賃・料金等に関すること。
- (3) 計画の協議及び実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 生活交通確保維持改善計画の協議及び実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組 織）

第4条 協議会は、会長1人、副会長1人及び委員をもって組織する。

（役 員）

第5条 協議会に会長、副会長、座長、会計及び監事を置く。

- 2 会長は町長をもって充て、副会長、座長、会計及び監事は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 5 座長は協議会の議長となる。
- 6 会計は、協議会の会計事務を行う。
- 7 監事は、協議会の監査事務を行う。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 住民又は利用者の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 町議会議員の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 一般旅客定期航路事業者の代表者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (8) 一般旅客航路事業者の船員が組織する団体の代表者
- (9) 鉄道事業者の代表者
- (10) 国土交通省中部運輸局海事振興部旅客課長
- (11) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官
- (12) 愛知県半田警察署交通課長
- (13) 愛知県都市・交通局交通対策課担当課長
- (14) 愛知県総務局総務部市町村課地域振興室長
- (15) 愛知県知多建設事務所維持管理課長
- (16) 南知多町長
- (17) 南知多町総務部長
- (18) 南知多町建設経済部長
- (19) 前各号に掲げるもののほか、町長が協議会の運営上必要と認める者

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日までとする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任を妨げない。

(会 議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 協議会は、半数以上の委員の出席をもって開催する。ただし、委任状により代理者に権限を委任した場合には、当該代理者を出席委員とみなす。

3 協議会の議決方法は、全会一致を旨とし、全会一致が困難な状況において議長がやむを得ないと認めるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

5 協議会は、原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は平成20年12月19日から施行する。

この規約は平成21年 5月14日から施行する。

この規約は平成23年 4月28日から施行する。

この規約は平成24年 5月18日から施行する。

この規約は平成26年 5月30日から施行する。

この規約は平成27年 5月22日から施行する。

この規約は平成29年 5月31日から施行する。

この規約は令和 元年 5月21日から施行する。

この規約は令和 2年 5月19日から施行する。

この規約は令和 3年 6月 3日から施行する。

この規約は令和 5年 6月 23日から施行する。

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会規約の改正新旧対照表【案】

新	旧
<p>(事務局) 第2条 協議会は、事務局を<u>南知多町総務部成長戦略室</u>に置く。</p>	<p>(事務局) 第2条 協議会は、事務局を<u>南知多町総務部まちづくり推進室</u>に置く。</p>

MEMO

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会財務規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、南知多町地域公共交通活性化・再生協議会規約（以下「規約」という。）第10条の規定に基づき、南知多町地域公共交通活性化・再生協議会（以下「協議会」という。）の財務に関する必要な事項を定めるものとする。

(予 算)

第2条 協議会の予算は、南知多町からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに南知多町長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条の第4項の規定を準用する。

(予算の流用)

第4条 会長は協議会の運営及び事業の遂行上やむを得ないと判断したときは、歳出予算を流用することができる。

(出納及び現金等の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会の出納員)

第6条 協議会の出納員は規約第5条第4項の規定に基づき、会長から指名を受けた会計とする。

2 協議会の会計は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出に関する簿冊)

第7条 協議会の会計は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 収入調書

(3) 支出負担行為決議書

(4) 支出調書

(5) 予算流用調書

(決算書)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

2 前項の承認を得るにあたっては、規約第5条7項の規定に基づき、会長が指名した監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに南知多町長に送付しなければならない。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は平成21年2月9日から施行する。

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会事務処理規程（案）

（趣 旨）

第1条 この規程は、南知多町地域公共交通活性化・再生協議会規約第10条の規定に基づき、南知多町地域公共交通活性化・再生協議会（以下「協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正かつ能率的に行うことを目的とする。

（事務局）

第2条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局長は、南知多町の成長戦略室長をもって充てる。

3 事務局員は、南知多町の成長戦略室職員をもって充てる。

（所掌事務）

第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関すること。

（文書の取扱い）

第4条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、南知多町文書取扱規程（平成16年南知多町訓令第2号）の例による。

（専決事項）

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること。

(3) 物品及び現金の出納に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、寸法、用途、個数、及び管理者は別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、南知多町公印規程（昭和45年南知多町訓令第1号）の例による。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

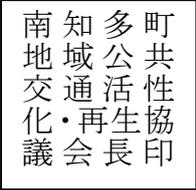
この規程は平成21年2月9日から施行する。

この規程は平成24年5月18日から施行する。

この規定は令和3年6月3日から施行する。

この規定は令和5年6月23日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	形 状	寸 法 (mm)	用 途	個 数	管理者
南知多町地域公共 交通活性化・再生 協議会長印		21×21	一般文書用	1	事務局長

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会事務処理規程の改正新旧対照表【案】

新	旧
<p>((事務局)</p> <p>第2条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局長は、南知多町の<u>成長戦略室長</u>をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、南知多町の<u>成長戦略室職員</u>をもって充てる。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第2条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局長は、南知多町の<u>まちづくり推進室長</u>をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、南知多町の<u>まちづくり推進室職員</u>をもって充てる。</p>

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会の事業に関する協定書

南知多町と南知多町地域公共交通活性化・再生協議会（以下「協議会」という。）とは、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、地域公共交通確保維持改善事業を円滑に実施するため、南知多町地域公共交通活性化・再生協議会規約（以下「規約」という。）第3条に規定する事業の業務委託について定める。

（協定事項）

第2条 南知多町は、協議会からの委託に基づき、必要な業務を行う。

（協定期間）

第3条 この協定期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに書面による解約等の申し出がない場合には有効期間をさらに1年間延長するものとする。

（事業経費）

第4条 協議会は、南知多町に対して業務委託に必要な経費を予算の範囲内において負担するものとする。

（協定内容の変更）

第5条 協定期間内に協定内容を変更しようとする場合は、南知多町と協議会が別に協議して定める。

（疑義の処置）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、必要に応じて南知多町と協議会が別に協議して定める。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、南知多町及び協議会が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月1日

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

南知多町

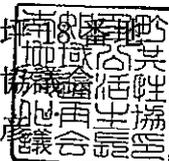
南知多町長 石 黒 和



愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会

会 長 石 黒 和



MEMO

令和4年度 南知多町地域公共交通活性化・再生協議会収支決算書（案）

資料6

（単位：円）

【歳入】

科 目			予 算 現 額			収入済額	収入未済額	備 考
款	項	目	当初予算額	補正予算額	計			
1 国庫支出金	1 国庫支出金	1 国庫支出金	8,406,000	0	8,406,000	5,594,000	0	・地域公共交通確保維持改善事業 (地域内フィーダー系統)
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1,000	0	1,000	283	0	繰越金283円
3 諸収入	1 雑入	1 雑入	1,000	0	1,000	1	0	利息1円
歳入合計			8,408,000	0	8,408,000	5,594,284	0	

【歳出】

（単位：円）

科 目			予 算 現 額				支出済額	不用額	備 考
款	項	目	当初予算額	補正予算額	流充用増減	計			
1 負担金	1 負担金	1 負担金	8,406,000	0	0	8,406,000	5,594,000	2,812,000	地域公共交通確保維持改善事業
2 予備費	1 予備費	1 予備費	2,000	0	0	2,000	0	2,000	
歳出合計			8,408,000	0	0	8,408,000	5,594,000	2,814,000	

歳入歳出差引額 284円
(次年度繰越)

監 査 報 告 書

令和5年5月25日、令和4年度南知多町地域公共交通活性化・再生協議会収支決算について監査した結果、いずれも適正に処理されているものと認めた。

令和 5年 5月25日

監 事 大 森 宏 隆

令和4年度 南知多町 一般会計決算(見込み)

参考資料

【公共交通対策事業費関連】

【歳入】

(単位:円)

科 目			予 算 現 額				収入済額	収入見込額	合 計	備 考
			当初予算額	補正予算額	流用増減	計				
20 諸収入	4 雑入	3 雑入	13,417,000	0		13,417,000	5,594,000	0	5,594,000	国庫補助相当額 西海岸線 5,594,000円
歳入合計			13,417,000	0		13,417,000	5,594,000	0	5,594,000	

【歳出】

(単位:円)

科 目			予 算 現 額				支 出			不用額	備 考
			当初予算額	補正予算額	流用増減	計	済 額	見込額	合 計		
21 14 公共交通 対策事業費	7 報償費		30,000	0	▲ 28,000	2,000	0	0	0	2,000	
		海っ子バスイベント出展報償	30,000	0	△ 28,000	2,000	0	0	0	2,000	
	8 旅費		17,000	0	0	17,000	15,590	0	15,590	1,410	
		普通旅費	17,000	0	0	17,000	15,590	0	15,590	1,410	
	10 需用費		320,000	0	28,000	348,000	298,760	0	298,760	49,240	
		消耗品費	113,000	0	0	113,000	64,464	0	64,464	48,536	
		印刷製本費	207,000	0	28,000	235,000	234,296	0	234,296	704	
	11 役務費		424,000	0	0	424,000	423,500	0	423,500	500	
		海っ子バス簡易乗降カウンター保守点検等手数料	424,000	0	0	424,000	423,500	0	423,500	500	
	12 委託料		108,354,000	0	0	108,354,000	100,919,550	0	100,919,550	7,434,450	
		海っ子バス運行委託料	100,134,000	0	0	100,134,000	92,719,450	0	92,719,450	7,414,550	
		地域公共交通活性化・再生総合事業推進業務委託料	1,320,000	0	0	1,320,000	1,309,000	0	1,309,000	11,000	
		子ども公共交通費無償化事業委託料	6,900,000	0	0	6,900,000	6,891,100	0	6,891,100	8,900	
	13 使用料及び賃借料		126,000	0	0	126,000	103,400	0	103,400	22,600	
船舶借上料		22,000	0	0	22,000	11,000	0	11,000	11,000		
知多乗合バス停留所使用料		104,000	0	0	104,000	92,400	0	92,400	11,600		
18 負担金、補助及び 交付金		10,000,000	0	0	10,000,000	8,605,000	0	8,605,000	1,395,000		
	運賃改定に伴う減収額補てん金	10,000,000	0	0	10,000,000	8,605,000	0	8,605,000	1,395,000		
歳出合計			119,271,000	0	0	119,271,000	110,365,800	0	110,365,800	8,905,200	

※歳入歳出差引額 104,771,800円

MEMO

海っ子バスの路線再編について（協議事項）

協議事項の概要

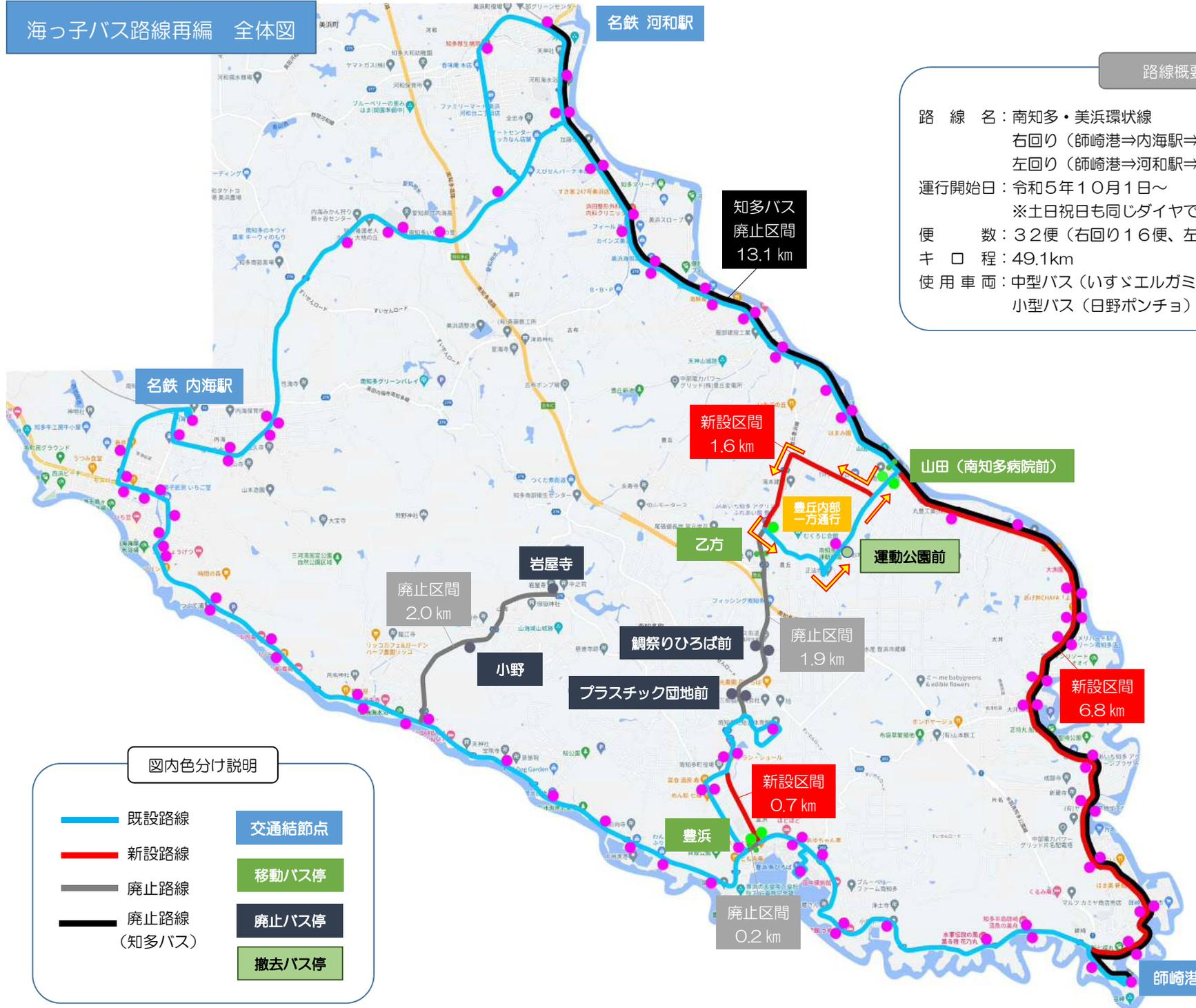
項 目	内 容
対象路線	海っ子バス 豊浜線・西海岸線 知多バス 師崎線
協議内容	【海っ子バス（レスクル）】 ①運行ルートの変更（路線名の変更） ②停留所の変更（新設12ヶ所、廃止4ヶ所、移動3ヶ所） ③運行ダイヤの変更 ④運賃の変更 【知多バス（知多乗合）】 ⑤路線の廃止（全線）
変更理由	①②⑤師崎線を統合し、南知多町及び美浜町を環状型に形成した路線に変更。それに伴い、路線の新設及び廃止が発生するため、停留所の変更を行う。 ③上記の変更に伴い、運行時刻を全面改訂。 ④財政状況改善を目的に、運賃改定を行う。
検討経緯	令和4年3月 法定協で路線の変更計画を進めていくことに協議・承認いただく。 令和4年6月 法定協で路線変更案を提示。 令和4年7月 タウンミーティングで住民から意見を聞く。 令和4年9月 法定協で新路線案、新運賃案を提示。 令和4年10月 タウンミーティングで住民から意見を聞く。 令和4年11月 法定協で路線再編最終案を提示、承認いただく。 令和5年3月 プロポーザルにより運行事業者（予定）が決定。 令和5年6月 法定協にて協議を実施。（本日） 令和5年10月 運行開始予定

海っ子バス南知多・美浜環状線の概要

項 目	内 容
ルート	(変更前) 【豊浜線】 師崎港～豊浜経由～河和駅 【西海岸線】 師崎港～内海駅経由～河和駅 【師崎線】 師崎港～大井経由～河和駅 (変更後) 【南知多・美浜環状線】 師崎港～豊浜～内海駅～河和駅～大井～師崎港

項目	内容
運行距離	(変更前)【豊浜線】20.0km 【西海岸線】27.6km 【師崎線】13.1km (変更後)【南知多・美浜環状線】49.1km ※路線の系統が複数ある路線は最長運行距離を記載しています。
停留所数	(変更前)【豊浜線】31 【西海岸線】39 【師崎線】26 (変更後)【南知多・美浜環状線】66
運行日	毎日運行 午前5時台～午後10時台
運行本数	32便(右回り16本、左回り16本)
所要時間	(変更前)【豊浜線】46分 【西海岸線】53分 【師崎線】34分 (変更後)【南知多・美浜環状線】93分 ※路線の系統が複数ある路線は最長所要時間を記載しています。
運賃	1乗車400円
運行事業者	レスクル株式会社 美浜営業所

海っ子バス路線再編 全体図



路線概要

路線名: 南知多・美浜環状線
 右回り (師崎港⇒内海駅⇒河和駅⇒師崎港)
 左回り (師崎港⇒河和駅⇒内海駅⇒師崎港)
運行開始日: 令和5年10月1日～
 ※土日祝日も同じダイヤで運行
便数: 32便 (右回り16便、左回り16便)
キロ程: 49.1km
使用車両: 中型バス (いすゞエルガミオ、日野レインボー) 定員59名
 小型バス (日野ボンチョ) 定員36名

図内色分け説明

- | | |
|---|---|
| — 既設路線 | 交通結节点 |
| — 新設路線 | 移動バス停 |
| — 廃止路線 | 廃止バス停 |
| — 廃止路線
(知多バス) | 撤去バス停 |

路線新設【東海岸南】

山田（南知多病院前）

丸豊工業前

海田川

鳶ヶ崎北

鳶ヶ崎

鳶ヶ崎南

北大井

大井

師崎中学校前

片名

新師崎

師崎東口

師崎

新設路線

起 点：南知多町大字豊丘字東浜 31 番 6 地先

終 点：南知多町大字師崎字折戸 5 番 5 地先

キ 口 程：6.8 km

道路種別：国道 247 号線

道路幅員：6.0m（路線内の最小幅員）

路線新設【豊丘】



新設路線②

起 点：南知多町大字豊丘字浜見台 157 番地 1 地先
終 点：南知多町大字豊丘字堂ノ上 89 番 4 地先
キ 〇 程：0.7km
道路種別：県道 豊丘・豊浜線
道路幅員：6.2m（路線内の最小幅員）

新設路線①

起 点：南知多町大字豊丘字中田 83 番地先
終 点：南知多町大字豊丘字浜見台 157 番地 1 地先
キ 〇 程：0.9km
道路種別：町道 4180 号線
道路幅員：7.0m（路線内の最小幅員）

路線新設、路線廃止【豊浜】



新設路線

起 点：南知多町大字豊浜字中町 17 番 4 地先
終 点：南知多町大字豊浜字鳥居 58 番 5 地先
キ 〇 程：750m
道路種別：県道 豊丘・豊浜線
道路幅員：16.0m（路線内の最小幅員）

廃止路線

起 点：南知多町大字豊浜字中村 61 番 3 地先
終 点：南知多町大字豊浜字鳥居 59 番 2 地先
キ 〇 程：140m
道路種別：国道 247 号線

路線廃止【豊浜豊丘】



乙方(新)

乙方(旧)

廃止路線

起 点：南知多町大字豊浜字椿廻間 51 番 2 地先
終 点：南知多町大字豊丘字堂ノ上 88 番 2 地先
キ 〇 程：1.9km
道路種別：県道 豊丘・豊浜線

廃止バス停

【鯛祭りひろば前】
南知多町大字豊浜字駒帰 36 番地先

廃止バス停

【プラスチック団地前】
南知多町大字豊浜字椿廻間 40 番地先

路線廃止【山海】



バス停移動【乙方】



バス停移動【山田（南知多病院前）】

バス停名：山田（南知多病院前）

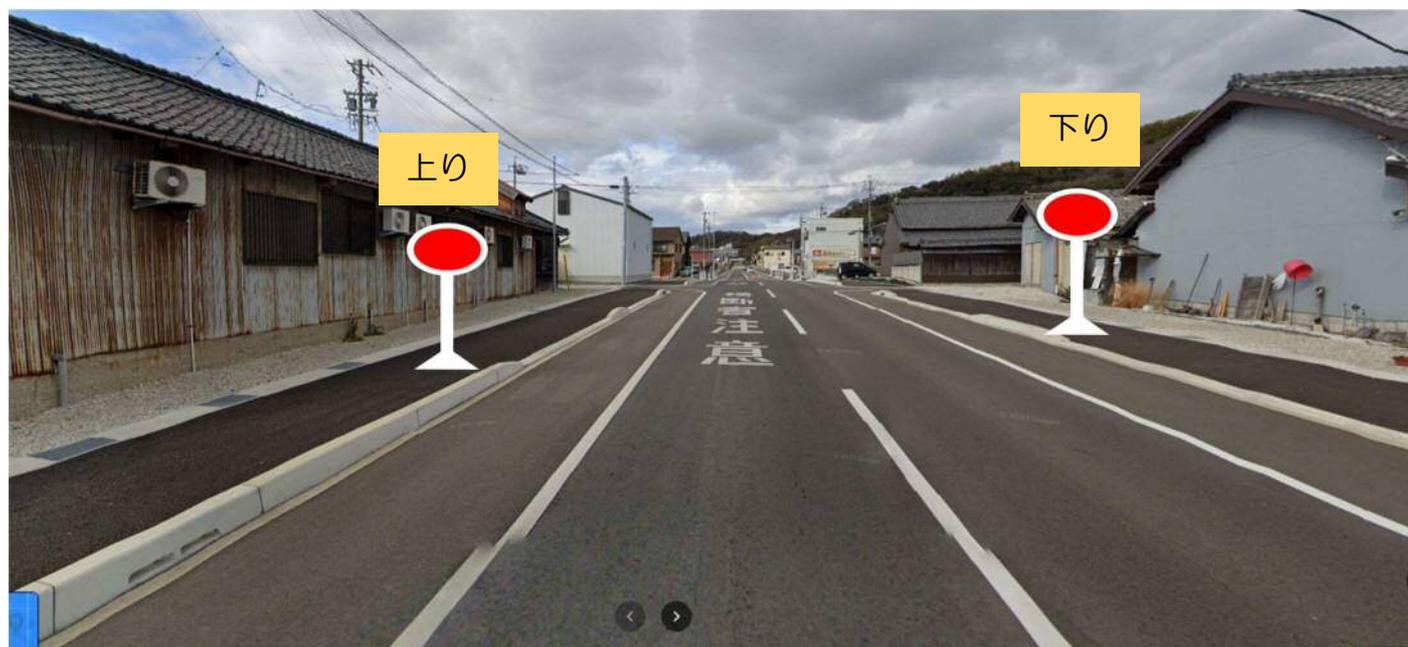
所在地：南知多町大字豊丘字東浜26番2地先
南知多町大字豊丘字中田74番地先

移動距離：150m

協議状況：令和4年10月31日、半田警察署において警察協議実施済み。



バス停移動【豊浜】



レスクル(株) 新規バス停等一覧

1 新規

番号	停留所名	位置
1	丸豊工業前	愛知県知多郡南知多町大字大井和田ケ丘74番地先
2	海田川	愛知県知多郡南知多町大字大井三ヶ月1番地先
3	鳶ヶ崎北	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字大井字浜辺3番1地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字大井字浜辺13番31地先
4	鳶ヶ崎	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字大井字浜辺39番2地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字大井字浜辺52番1地先
5	鳶ヶ崎南	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字大井字山田35番地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字大井字山田37番7地先
6	北大井	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字大井字小浜40番68地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字大井字小浜40番78地先
7	大井	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字大井字真向18番地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字大井字真向18番4地先
8	師崎中学校前	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字片名字長谷16番36地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字片名字長谷47番8地先
9	片名	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字片名字郷中地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字片名字郷中3番地先
10	新師崎	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字片名字新師崎16番5地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字片名字黒地35番5地先
11	師崎東口	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字師崎字林崎125番地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字師崎字荒井57番地先
12	師崎	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字師崎字向島10番1地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字師崎字向島12番1地先

1 変更

番号	停留所名	位置
1	豊浜	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字鳥居62番1地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字鳥居62番1地先
2	山田 (南知多病院)	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字豊丘字東浜26番2地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字豊丘字中田74版地先
3	乙方	愛知県知多郡南知多町大字豊丘字木ノ下1番1地先

1 廃止

番号	停留所名	位置
1	プラスチック団地前	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字椿廻間40番地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字椿廻間40番地先
2	鯛祭りひろば前	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字駒埴36番地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字駒埴36番地先
3	小野	愛知県知多郡南知多町大字山海字大坪108番2地先
4	岩屋寺	愛知県知多郡南知多町大字山海字間草109番地先

知多乗合(株) 師崎線廃止バス停一覧

番号	停留所名	位置
1	河和駅	愛知県知多郡美浜町大字河和北田面5番地1地先
2	北河和	愛知県知多郡美浜町大字河和北屋敷173地先
3	中河和	(下り) 愛知県知多郡美浜町大字河和南屋敷106地先 (上り) 愛知県知多郡美浜町大字河和南屋敷109-1地先
4	南河和	(下り) 愛知県知多郡美浜町大字河和六反田171-2地先 (上り) 愛知県知多郡美浜町大字河和六反田130地先
5	浜田整形外科・内科前	(下り) 愛知県知多郡美浜町大字古布屋敷182-5地先 (上り) 愛知県知多郡美浜町大字古布屋敷183-25地先
6	古布	(下り) 愛知県知多郡美浜町大字古布屋敷20地先 (上り) 愛知県知多郡美浜町大字古布屋敷20地先
7	魚太郎前	(下り) 愛知県知多郡美浜町大字豊丘原子32-1地先 (上り) 愛知県知多郡美浜町大字豊丘中平井8-5地先
8	矢梨海岸	(下り) 愛知県知多郡美浜町大字豊丘原子7-1地先 (上り) 愛知県知多郡美浜町大字豊丘中平井地先
9	矢梨	(下り) 愛知県知多郡美浜町大字豊丘浜65-1地先 (上り) 愛知県知多郡美浜町大字豊丘浜55地先
10	蟹川橋	愛知県知多郡美浜町大字豊丘樹木45地先
11	蟹川橋南	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字豊丘字神戸46-12地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字豊丘字かに川103地先
12	山田	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字豊丘字葭野14地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字豊丘字葭野14-3地先
13	丸豊工業前	愛知県知多郡南知多町大字大井字和田ヶ丘74地先
14	海田川	愛知県知多郡南知多町大字大井字三ヶ月1地先
15	鳶ヶ崎北	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字大井字浜辺3-1地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字大井字浜辺13-31地先
16	鳶ヶ崎	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字大井字浜辺39-2地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字大井字浜辺52-1地先
17	鳶ヶ崎南	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字大井字山田35地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字大井字山田37-7地先
18	北大井	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字大井字小浜40-68地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字大井字小浜40-78地先
19	大井	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字大井字真向18地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字大井字真向18-4地先
20	師崎中学校前	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字片名字長谷16-36地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字片名字長谷47-8地先
21	片名	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字片名字郷中地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字片名字郷中3地先
22	新師崎	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字片名字新師崎16-5地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字片名字黒地35-5地先
23	師崎東口	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字師崎字林崎125地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字師崎字荒井57地先
24	師崎	(下り) 愛知県知多郡南知多町大字師崎字向島10-1地先 (上り) 愛知県知多郡南知多町大字師崎字向島12-1地先
25	師崎西口	愛知県知多郡南知多町大字師崎字天神山17-7地先
26	師崎港	愛知県知多郡南知多町師崎明神山8地先

朝の便	夕の便 延伸	昼間の便	バス停留所	右回り(平日・土日共通)																		
				1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便	12便	13便	14便	15便	16便			
			下り 系統 車両	A-1	A-3	A-3	A-2	A-2	A-2	A-2	A-2	A-2	A-2	A-2	A-4	A-1	A-1	A-1	A-1			
			師崎港 連絡 (着)	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B			
			高速船(篠島-師崎) (待機)			6:55	8:10	9:05	10:05	11:05	12:00	13:10	13:45	15:05	16:05	17:15	17:50	19:00	19:35			
			(日間賀島-師崎) (待機)			0:27	0:23	0:15	0:15	0:20	0:10	0:10	0:35	0:15	0:15	0:07	0:32	0:22	0:47			
	0:02	0:00	0	1	師崎港	5:40	6:30	7:22	8:33	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:22	18:22	19:22	20:22	
	0:01	0:01	0:01	2	師崎西口	5:41	6:31	7:23	8:34	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:23	18:23	19:23	20:23	
	0:01	0:02	0:02	3	美舟前	5:42	6:32	7:24	8:35	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:24	18:24	19:24	20:24	
	0:01	0:03	0:03	4	花乃丸	5:43	6:33	7:25	8:36	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:25	18:25	19:25	20:25	
	0:02	0:05	0:05	5	小佐	5:45	6:35	7:27	8:38	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:27	18:27	19:27	20:27	
	0:01	0:06	0:06	6	荒磯	5:46	6:36	7:28	8:39	9:26	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:28	18:28	19:28	20:28	
	0:02	0:08	0:08	7	新居	5:48	6:38	7:30	8:41	9:28	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:30	18:30	19:30	20:30	
	0:02	0:10	0:10	8	豊浜港・さかな広場				8:43	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30					
	0:02	0:12	0:12	9	高浜	5:49	6:39	7:31	8:45	9:32	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:31	18:31	19:31	20:31	
	0:01	0:13	0:13	10	豊浜	5:50	6:40	7:32	8:46	9:33	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:32	18:32	19:32	20:32	
	0:02	0:15	0:15	11	南知多町役場前	5:52	6:42	7:34	8:48	9:35	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:34	18:34	19:34	20:34	
	0:02	0:17	0:17	12	花ひろば・総合体育館前	5:54	6:44	7:36	8:50	9:37	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37	17:36	18:36	19:36	20:36	
	0:02	0:19	0:19	13	南知多町役場前	5:56	6:46	7:38	8:52	9:39	10:39	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:39	17:38	18:38	19:38	20:38	
	0:01	0:20	0:20	14	初神口	5:57	6:47	7:39	8:53	9:40	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	17:39	18:39	19:39	20:39	
	0:01	0:21	0:21	15	中村	5:58	6:48	7:40	8:54	9:41	10:41	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:41	17:40	18:40	19:40	20:40	
	0:02	0:23	0:23	16	半月	6:00	6:50	7:42	8:56	9:43	10:43	11:43	12:43	13:43	14:43	15:43	16:43	17:42	18:42	19:42	20:42	
	0:01	0:24	0:24	17	東中須	6:01	6:51	7:43	8:57	9:44	10:44	11:44	12:44	13:44	14:44	15:44	16:44	17:43	18:43	19:43	20:43	
	0:01	0:25	0:25	18	中須	6:02	6:52	7:44	8:58	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:44	18:44	19:44	20:44	
	0:00	0:25	0:25	19	西中須	6:02	6:52	7:44	8:58	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:44	18:44	19:44	20:44	
	0:01	0:26	0:26	20	桜公園口	6:03	6:53	7:45	8:59	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:45	18:45	19:45	20:45	
	0:01	0:27	0:27	21	大泊	6:04	6:54	7:46	9:00	9:47	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47	16:47	17:46	18:46	19:46	20:46	
	0:02	0:29	0:29	22	サンタバーバラ サンセット	6:06	6:56	7:48	9:02	9:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:48	18:48	19:48	20:48	
	0:01	0:30	0:30	23	山海	6:07	6:57	7:49	9:03	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:49	18:49	19:49	20:49	
	0:02	0:32	0:32	24	まるはりゾート前	6:09	6:59	7:51	9:05	9:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:51	18:51	19:51	20:51	
	0:01	0:33	0:33	25	つぶてヶ浦	6:10	7:00	7:52	9:06	9:53	10:53	11:53	12:53	13:53	14:53	15:53	16:53	17:52	18:52	19:52	20:52	
	0:01	0:34	0:34	26	東浜	6:11	7:01	7:53	9:07	9:54	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54	16:54	17:53	18:53	19:53	20:53	
	0:01	0:35	0:35	27	内田佐七家前	6:12	7:02	7:54	9:08	9:55	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55	16:55	17:54	18:54	19:54	20:54	
	0:00	0:35	0:35	28	大井戸	6:12	7:02	7:54	9:08	9:55	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55	16:55	17:54	18:54	19:54	20:54	
	0:01	0:36	0:36	29	内海海岸	6:13	7:03	7:55	9:09	9:56	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:56	16:56	17:55	18:55	19:55	20:55	
	0:01	0:37	0:37	30	西浜田	6:14	7:04	7:56	9:10	9:57	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	17:56	18:56	19:56	20:56	
	0:01	0:38	0:38	31	長城	6:15	7:05	7:57	9:11	9:58	10:58	11:58	12:58	13:58	14:58	15:58	16:58	17:57	18:57	19:57	20:57	
	0:01	0:39	0:39	32	内海駅	6:16	7:06	7:58	9:12	9:59	10:59	11:59	12:59	13:59	14:59	15:59	16:59	17:58	18:58	19:58	20:58	
					内海駅待機時間	0:01	0:01	0:01	0:01	0:01	0:01	0:01	0:01	0:01	0:01	0:01	0:02	0:02	0:02	0:02		
	0:39				内海 駅 連絡 (発)	6:22	7:14	8:10	9:24	10:12	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06	18:06	19:06	20:06	21:06	
					内海 駅 連絡 (着)	0:06	0:08	0:12	0:12	0:13	0:07	0:07	0:07	0:07	0:07	0:07	0:07	0:08	0:08	0:08	0:08	
					内海 駅 連絡 (発)				7:47	9:02	9:39	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:51	18:51	19:51	20:51
					内海 駅 連絡 (着)				0:12	0:11	0:21	0:09	0:09	0:09	0:09	0:09	0:10	0:09	0:09	0:09	0:09	
					内海 駅 連絡 (発)				6:54													
					内海 駅 連絡 (着)				0:13													
	0:02	0:01	0:40	32	内海駅	6:17	7:07	7:59	9:13	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:01	18:00	19:00	20:00	21:00	
	0:01	0:41	0:41	33	組合前	6:18	7:08	8:00	9:14	10:01	11:01	12:01	13:01	14:01	15:01	16:01	17:02	18:01	19:01	20:01	21:01	
	0:01	0:42	0:42	34	名切	6:19	7:09	8:01	9:15	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02	16:02	17:03	18:02	19:02	20:02	21:02	
	0:00	0:42	0:42	35	楠	6:19	7:09	8:01	9:15	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02	16:02	17:03	18:02	19:02	20:02	21:02	
	0:01	0:43	0:43	36	彼岸橋	6:20	7:10	8:02	9:16	10:03	11:03	12:03	13:03	14:03	15:03	16:03	17:04	18:03	19:03	20:03	21:03	
	0:03	0:46	0:46	37	大地の丘	6:23	7:13	8:05	9:19	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:07	18:06	19:06	20:06	21:06	
	0:01	0:47	0:47	38	内海高校前	6:24	7:14	8:06	9:20	10:07	11:07	12:07	13:07	14:07	15:07	16:07	17:08	18:07	19:07	20:07	21:07	
	0:01	0:48	0:48	39	夫婦松	6:25	7:15	8:07	9:21	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	16:08	17:09	18:08	19:08	20:08	21:08	
	0:01	0:49	0:49	40	河和山	6:26	7:16	8:08	9:22	10:09	11:09	12:09	13:09	14:09	15:09	16:09	17:10	18:09	19:09	20:09	21:09	
	0:04	0:53	0:53	41	知多厚生病院前	6:30	7:20	8:12	9:26	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13	17:14	18:13	19:13	20:13	21:13	
	0:04	0:57	0:57	42	河和駅	6:34	7:24	8:16	9:30	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:18	18:17	19:17	20:17	21:17	
					河和駅待機時間	0:13	0:29	0:24	0:10	0:23	0:23	0:23	0:23	0:23	0:23	0:23	0:30	0:30	0:30	0:30	0:30	
					河和 駅 連絡 (発)		</															

河和駅～内海高校前（内海高校の登校日のみ運行）

下り（内海高校前行）

停留所名	1便	2便	3便
河和駅	7 : 20	7 : 43	8 : 25
北河和	7 : 22	7 : 45	8 : 27
中河和	7 : 23	7 : 46	8 : 28
河和山	7 : 25	7 : 48	8 : 30
夫婦松	7 : 26	7 : 49	8 : 31
内海高校前	7 : 28	7 : 51	8 : 33

上り（河和駅行）

停留所名	1便	2便
内海高校前	15 : 50	17 : 45
夫婦松	15 : 52	17 : 47
河和山	15 : 53	17 : 48
中河和	15 : 55	17 : 50
北河和	15 : 56	17 : 51
河和駅	15 : 58	17 : 53

※河和駅～内海高校前の上り便は、都合により臨時運休することがあります。

運賃（料金）の種類、額及び適用方法

運賃制度について

1. 一律運賃制度

1 回乗車 400 円とする。

料金区分

- ・大人（中学生以上）【上記の運賃】
- ・小人（小学生）【上記運賃（大人）の半額】
- ・未就学児（小学校入学前まで）【無料】

2. 定期券について

定期券については、利用希望日から1か月、3か月、6か月間を有効期限とする通学定期、通勤定期をそれぞれ発売する。また、指定した区間限定で乗車可能な通学定期も発売する。指定した区間は、【内海駅～内海高校前】又は【河和駅～内海高校前】とする。

販売価格及び割引率については、下記のとおりとする。（小人は下記の半額とする。）

①通学定期（一般）

- | | |
|-------------------------|---------|
| ・1か月（運賃×22日×2回×0.50） | 8,800円 |
| ・3か月（運賃×22日×2回×3月×0.47） | 24,820円 |
| ・6か月（運賃×22日×2回×6月×0.44） | 46,460円 |

②通学定期（区間限定）

- | | |
|---------------------------|---------|
| ・1か月（運賃×22日×2回×0.3273） | 5,760円 |
| ・3か月（運賃×22日×2回×3月×0.3109） | 16,420円 |
| ・6か月（運賃×22日×2回×6月×0.2946） | 31,110円 |

③通勤定期

- | | |
|-------------------------|---------|
| ・1か月（運賃×22日×2回×0.60） | 10,560円 |
| ・3か月（運賃×22日×2回×3月×0.57） | 30,010円 |
| ・6か月（運賃×22日×2回×6月×0.54） | 57,020円 |

3. 回数券について

15枚綴りのものを4,000円で販売する。（小人は下記の半額とする。）

4. 1日券について

1日券を600円で販売する。（小人は半額とする。）

5. 運賃割引について

以下の場合について、半額の割引を実施する。

- ①身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、都道府県知事（政令指定都市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示し、又は市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出したとき及びその介護人が介護のために乗車するとき。
- ②児童福祉法第 12 条の 4 及び第 41 条から第 44 条までに規定する諸施設により養護等を受けている者及びその付添人が養護等のため乗車する場合であって、保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を提出したとき。
- ③前項の介護人又は付添人の割引は、介護又は付添いの必要を認めた場合に限ります。

6. 旧定期券等の取扱

令和 5 年 9 月 30 日までに発売した旧運賃による定期券等の取扱については、下記のとおりとする。

①定期券（通学定期、通勤定期、学期定期）

旧運賃で発行した定期券は、その期限が切れるまで有効とする。ただし、160 円区間の定期券所有者は、南知多町内のみ又は美浜町内のみ乗車可能とする。300 円区間の定期券所有者は、全区間乗車可能とする。

②回数券

160 円回数券は、1 回乗車につき 2 枚で乗車可能とする。

300 円回数券は、1 回乗車につき 1 枚で乗車可能とする。

③1 日券

乗車時に、旧 1 日券（500 円）に加え 100 円を支払うことで、新 1 日券と交換することができることとする。

7. 電子チケット

スマートフォンで回数券等を購入し、そのスマートフォンを見せるだけでバスの利用が可能となる。

①QUICK RIDE

- ・回数券
- ・1 日券
- ・定期券（通学定期（一般）、通学定期（区間限定）、通勤定期）

②RYDE PASS

- ・クーポン券付き 1 日券 700 円（小人は半額とする。）

8. その他

新定期券等は9月1日から販売するものとする。

9. 利用促進施策

子どもの頃から海っ子バスに慣れ親しんでもらい、将来の利用者につなげるための利用促進策を2事業実施します。

事業名	南知多町学生海っ子バス通学定期券 購入補助事業	南知多町小中学生海っ子バス運賃 補助事業
対象者	町内に住所を有する学生 (高校生、大学生、専門学生等)	町内に住所を有する小・中学生
補助対象 費用	通学定期(一般)6か月の費用を全 額補助	通常運賃(小学生200円、中学生400 円)を全額補助
補助方法	インターネットにより申請を行った方に対して、町発行のICカードを交付する。降車時にICカードをカードリーダーにかざすことで、運賃支払なしで乗車可能とする。有効期間外のICカードをカードリーダーにかざした場合、エラー音が鳴る設定とする。	
	ICカードに定期券の有効期間情報を持たせることで、有効無効の判断を行う。	ICカードに中学卒業までを有効期間とする情報を持たせることで、有効無効の判断を行う。
IC カード	利用者は、ICカードの交付を受ける際に、カード保証金1,000円を町に支払う必要がある。 中学校卒業等の理由によりICカードが不要になった場合、町にICカードを返却すると、1,000円が返金される。 紛失等によりカードが返却されなければ、1,000円の返金はできない。 紛失等による再発行には、再度、保証金1,000円が必要となる。	
	申請をすると6か月の有効期間が設定されたICカードが交付される。定期券の有効期限が切れる前にインターネットから更新申請をすることで、ICカードの有効期間情報が更新される。	一度申請をすれば、中学校卒業の年の3月31日までの有効期間に設定したICカードが交付される。
運賃支払 方法	申請件数を毎月月末締めで集計し、発生した通学定期券代金を町が全額運行事業者に支払う。	乗車回数を毎月月末締めで集計し、発生した運賃を町が全額運行事業者に支払う。

日間賀島ぐるりーバスについて

日間賀島には、年間30万人ほど観光客が訪れる愛知県最大の観光の島でありながら、離島ゆえ島内に交通事業者はなく、島外から参入する交通事業者もないことから、夏季の繁忙期に日間賀島を訪れる観光客におもてなしサービスとして、令和元年度から国家戦略特区を活用して自家用有償観光旅客等運送を運行開始し、令和3年度からは自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の登録申請を行い、期間限定で運行を行いました。

令和5年度以降についても、自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の登録を行い、運行を実施予定です。

【自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）概要】

1. 運行主体

名称：一般社団法人 日間賀島観光協会
所在地：知多郡南知多町大字日間賀島字西浜48番地
代表者：鈴木 安博

2. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

3. 路線又は運送の区域

別紙のとおり

4. 事務所の名称及び位置

名称：日間賀島観光協会事務局
位置：知多郡南知多町大字日間賀島字西浜48番地

5. 交通空白地有償運送の用に供する自家用自動車

29人乗りマイクロバス 1両（日間賀島観光協会の保有）

6. 運送しようとする旅客の範囲

地域外からの来訪者及び地域（日間賀島地区）の住民等

7. 運送の区域ごとの対価の額

1乗車100円（小学生以上）
※障がい者及びその介護者は半額

8. 事業者協力型自家用有償旅客運送の実施の有無

なし

9. 登録有効期間（予定）

令和5年7月17日から令和8年7月16日まで

日間賀島内バスルートマップ



①西港 ⇒ ②東港 ⇒ ③サンライズビーチ ⇒ ④久湊港 ⇒ ⑤新井浜港 ⇒ ①西港
 起終点：南知多町大字日間賀島字西浜12番地先

停留所名	9時		10時		11時		13時		14時		15時		16時(最終)
1. 西港発	10	40	10	40	10	40	10	40	10	40	10	40	00
2. 東港発	14	44	14	44	14	44	14	44	14	44	14	44	04
3. サンライズビーチ発	18	48	18	48	18	48	18	48	18	48	18	48	08
4. 久湊港発	20	50	20	50	20	50	20	50	20	50	20	50	10
5. 新井浜港発	25	55	25	55	25	55	25	55	25	55	25	55	15
1. 西港着	30	00	30	00	30	00	30	00	30	00	30	00	20

※令和4年度の時刻表

過去実績

項目	令和3年度	令和4年度
運行主体	一般社団法人 日間賀島観光協会	一般社団法人 日間賀島観光協会
車両数	バス(29人乗り) 1台	バス(29人乗り) 1台
運行期間	令和3年7月22日から8月22日	令和4年7月23日から8月21日
走行キロ	1,914km	1,794km
運行回数	416回	390回
運行日数	32日間	30日間
運送収入	587千円	754千円
運送人数	5,853人	7,671人

知多バス創立80周年記念1日フリー乗車券について

1 目的

1943年（昭和18年）6月に知多乗合（株）の創立80周年を迎えることから、記念事業の一環として1日フリー乗車券を設定し、販売するものである。

この乗車券の使用可能路線は、コミュニティバス、高速バスを除く、知多乗合（株）が運行する路線全線とするため、南知多町において運行している「師崎線」で乗車券を使用するには、南知多町地域公共交通活性化・再生協議会で協議を整える必要があるため、今回議題として提出しました。

2 実施日

令和5年8月11日（木）～15日（火）

3 割引する路線

知多バス 師崎線

4 運賃

80円（小児、障がい者の運賃も同額とする。）

5 適用条件

1枚につき1日何度でも乗車可

6 販売方法

名古屋鉄道のエリア版MaaSアプリ「Cent X」で販売

MEMO

令和5年度 南知多町地域公共交通活性化・再生協議会スケジュール(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
□議会特別委員会			○						○			○
■地域公共交通活性化・再生協議会			●						●			●
(1)海っ子バス運行状況の整理、分析												
①海っ子バスOD調査結果等の整理、分析			●	集計分析								
(2)地域公共交通の改善に向けた検討												
①PDCAサイクルの実施							中間評価資料作成		評価資料作			
②自己評価シートの作成							自己評価シート案の作成		自己評価シート案の修正等		●国に提出	
(3)タウンミーティングの開催				3回開催								
(4)時刻表の作成(6千部)					作成		配布					
(5)地域公共交通計画の改訂	改訂案の検討		協議・承									
■海っ子バス路線再編							新路線運行開始					
(1)住民への周知等												
①新路線等の周知活動			タウンミーティング		8月広報特集							
②助成制度					受付開始		ICカード配布					

MEMO

海っ子バス町民感謝デーについて

南知多町コミュニティバス『海っ子バス』は、南知多町地域公共交通計画において公共交通の将来像を「町民の日常生活を支え、来訪者に選ばれるシームレスで便利な公共交通を実現する」と設定してあります。しかし、OD調査等の結果から生活交通としての利用が低いことから、住民の方に乗ってもらえる機会をつくり、今後の利用促進を図るため、「海っ子バス町民感謝デー」を以下のとおり実施します。

1. 実施予定日

令和5年10月7日（土）～9日（月・祝）

※路線再編記念事業として、再編後最初の連休に実施。

2. 対象者

南知多町の住民

3. 実施内容

1日券（町民感謝デー用）を10月広報により折り込み配布する。

また、成長戦略室においても希望者に配布するものとする。

4. 周知方法

ホームページ、広報等で周知

5. 費用負担

料金箱への着札において1日券と同じ清算をするものとし、費用の負担は全額南知多町の負担とする。

MEMO

海っ子バスの未来を考える会（タウンミーティング）について

令和5年10月1日からの海っ子バス路線再編の内容及び利用促進のための補助制度について、住民への周知のために説明を行う。

1. 実施予定日

日時	場所	定員
7月24日（月）午後7時～	南知多町役場3階 大会議室	50名
7月25日（火）午後7時～	篠島開発総合センター2階 集会室	30名
7月27日（木）午後7時～	日間賀島公民館3階 集会室	30名

2. 内容

- (1) 新路線
- (2) 新運賃
- (3) 利用促進のための補助制度

3. 周知方法

- (1) チラシ全戸配布（7月号広報）
- (2) バス車内広告
- (3) ホームページ掲載
- (4) その他

MEMO

令和5年度 南知多町地域公共交通活性化・再生協議会収支予算書

【歳入】

(単位:千円)

科 目			予 算 額	備 考
款	項	目		
1 国庫支出金	1 国庫支出金		7,844	※1
		1 国庫支出金	7,844	
2 繰越金	1 繰越金		1	
		1 繰越金	1	
3 諸収入	1 雑入		1	
		1 雑入	1	
歳入合計			7,846	

【歳出】

(単位:千円)

科 目			予 算 額	備 考
款	項	目		
1 負担金	1 負担金		7,844	地域公共交通確保維持改善事業(地域内フィーダー系統)
		1 負担金	7,844	
2 予備費	1 予備費		2	
		1 予備費	2	
歳出合計			7,846	

※1 国庫補助金について

○平成23年度まで(地域公共交通活性化・再生総合事業)

国 ⇒ **法定協議会** ⇒ 事業実施者(町・名鉄海上観光船)

○平成24年度から平成26年度まで(地域公共交通確保維持改善事業)

国 ⇒ 運行事業者 ⇒ 事業実施者(町)

○平成27年度から(地域公共交通確保維持改善事業)

・豊浜線(地域間幹線系統)

国 ⇒ 運行事業者 ⇒ 事業実施者(町)

・西海岸線(地域内フィーダー系統)

国 ⇒ **法定協議会** ⇒ 事業実施者(町)

◎令和5年度補助金

・豊浜線(地域間幹線系統) 8,480,000円

・西海岸線(地域内フィーダー系統) 7,844,000円

合計 16,324,000円

令和5年度 南知多町 一般会計予算【抜粋】

【公共交通対策事業費関連】

歳入

款	項	目	節	細 節	当初予算 金額(千円)	6月補正後 金額(千円)	増減	備 考	
16	財産収入	2 財産売払収入	2 物品売払収入	1 物品売払収入	0	249	249	海っ子バス売却収入	
20	諸収入	4 雑入	3 雑入	1 総務費雑入	24 地域公共交通確保維持改善事業費	16,324	16,324	0	・地域公共交通確保維持改善事業(13,417千円)
					28 海っ子バスICカード度保証金	0	501	501	
					91 自治総合センターコミュニティ助成金(地域づくり)	0	10,000	10,000	
町財源負担					97,609	118,531	20,922		
計					16,324	27,074	10,750		

歳出

款	項	目	節	細 節	当初予算 金額(千円)	6月補正後 金額(千円)	増減	備 考	
2	総務費	1 総務管理費	14 公共交通 対策事業費	7 報償費		20	20	0	
					海っ子バスイベント出展報償	20	20	0	
				8 旅費		17	17	0	
					普通旅費	17	17	0	
				10 需用費		336	4,464	4,128	
					消耗品費	101	4,004	3,903	
					印刷製本費	235	460	225	
				11 役務費		424	2,560	2,136	
					海っ子バス簡易乗降カウンター保守点検等手数料	424	424	0	
					自動車登録点検手数料	0	113	113	
					自動車保険料	0	53	53	
					海っ子バス運行委託料車内情報システム点検等手数料	0	1,640	1,640	
					バス停留所移設料	0	330	330	
				12 委託料		103,063	94,755	△ 8,308	
					海っ子バス運行委託料	101,116	92,808	△ 8,308	
					地域公共交通活性化・再生総合事業推進業務委託料	1,947	1,947	0	
				13 使用料及び 賃借料		126	126	0	
					船舶借上料	22	22	0	
					知多乗合バス停留所使用料	104	104	0	
				18 備品購入費		0	31,778	31,778	
					海っ子バス車両購入	0	31,778	31,778	
				18 負担金、補助 及び交付金		9,947	11,821	1,874	
運賃改定に伴う減収額補てん金	9,947	9,947	0						
海っ子バス通学定期券購入助成事業	0	1,394	1,394						
小中学生海っ子バス運賃助成事業	0	480	480						
22 償還金、利子 及び割引料		0	64	64					
	海っ子バスICカード保証金返還金	0	64	64					
計					113,933	145,605	31,672		

令和4年度 事業報告

1. コミュニティバス運行委託【予算額 100,134,000 円】

①期 間 令和4年4月1日から令和5年3月31日

②実 績

単位：円

月	月額委託料	臨時便	車両修理代	計	運賃収入	支払額
4	10,255,000	13,200	0	10,268,200	3,619,262	6,648,938
5	10,255,000	26,400	349,215	10,630,615	2,194,134	8,436,481
6	10,255,000	26,400	0	10,281,400	2,014,193	8,267,207
7	10,255,000	52,800	266,552	10,574,352	2,567,545	8,006,807
8	10,255,000	52,800	0	10,307,800	3,364,669	6,943,131
9	10,256,250	6,600	0	10,262,850	2,460,552	7,802,298
10	10,358,000	26,400	0	10,384,400	2,992,547	7,391,853
11	10,358,000	19,800	250,800	10,628,600	2,151,779	8,476,821
12	10,358,000	72,600	0	10,430,600	2,398,266	8,032,334
1	10,358,000	13,200	0	10,371,200	2,663,486	7,707,714
2	10,358,000	59,400	0	10,417,400	2,175,002	8,242,398
3	10,358,000	85,800	0	10,443,800	3,680,332	6,763,468
計	123,679,250	455,400	866,567	125,001,217	32,281,767	92,719,450

③契約内容

- 1) 契約金額 令和4年4月～令和4年9月 月額 10,255,000 円
 (契約更新に伴う契約金額の見直しによる増額)
 令和4年10月～令和5年3月 月額 10,358,000 円
- 臨時便 令和4年4月～令和5年3月 69回 (6,600 円/回)
- 2) 契約期間 令和元年10月1日から令和4年9月30日 (長期継続契約)
 令和4年10月1日から令和5年9月30日 (1年間の随意契約)
- 3) 受託者 レスクル株式会社 美浜営業所
 知多郡美浜町河和台1丁目25番地

2. 地域公共交通活性化・再生総合事業推進業務委託【1,309,000 円】

①期 間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

②内 容 1) 海っ子バス運行状況の整理、分析

① 海っ子バスOD調査結果等の整理、分析

別途実施される海っ子バスOD調査、利用者アンケート調査、乗降カウントデータ等を活用して海っ子バスの利用状況を整理、分析。

② 地域公共交通確保維持改善事業資料の作成

上記結果をもとに利用者数等のデータを整理し、国に提出する地域公共交通確保維持改善事業の申請に活用するための資料を作成。

2) 時刻表の作成

海っ子バス時刻表を作成する。 3,000 部×2回

3. 利用促進イベント関係

①海っ子バス車内に山崎修氏のきり絵を展示する「山崎修きりえ展」を令和5年3月1日から5月30日の3ヶ月間実施。